

東京国際空港海上制限区域警備業務における
民間競争入札実施要項（案）

国土交通省 東京航空局

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第14条第2項第1号)	1
2. 実施期間に関する事項(法第14条第2項第2号)	9
3. 入札参加資格に関する事項(法第14条第2項第3号及び第3項)	9
4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第14条第2項第4条)	10
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第14条第2項第5号)	11
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項(法第14条第2項第6号4項)	13
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項(法第14条第2項第7条)	13
8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項(法第14条第2項第9号)	14
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む)に関する事項(法第14条第2項第10号)	19
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第14条第2項第11号)	19
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	20

東京国際空港海上制限区域図	別図1
制限区域明示灯標(浮体式灯標全体図)	別図2
制限区域明示灯標(浅海用円盤型灯浮標全体図)	別図3
監視・警戒区域	別図4
新体力テストの記録	別紙1
海上警備業務担当職員名簿	別紙2
海上警備使用船舶一覧	別紙3
警備艇の仕様	別紙4
専門能力の研修及び確認について	別紙5
評価表	別紙6
従来の実施状況に関する情報の開示	別添1
民間事業者が用意した備品	別添2
組織図	別添3
実施体制図	別添4
従来の実施方法フロー	別添5
競争参加資格確認申請書	申請様式1
業務に対する認識	申請様式2
海上警備業務実施計画	申請様式3
実施方法についての提案	提案様式1
研修・訓練体制についての提案	提案様式2
業務実績	提案様式3
業務実施体制／緊急時及び非常時対応の業務実施体制／		
品質管理マネジメントシステムの取組状況	提案様式4
誓約書	誓約書様式

平成 27 年度東京国際空港海上制限区域警備業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省(以下「当省」という。)は、公共サービス改革基本方針(平成26年7月11日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された東京国際空港海上制限区域警備業務(以下「海上警備業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施事項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第14条第2項第1号)

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

1.1.1 業務の概要

東京国際空港海上制限区域の保安維持を図ることを目的とする。具体的には航空機の安全運航を阻害する海上制限区域への不法侵入及び関係法令で定める禁止行為の未然防止。

1.1.2 用語の定義

- (1)「東京国際空港海上制限区域」(以下「海上制限区域」という。)とは、東京国際空港D滑走路周辺海域への船舶等の入域又は通航を制限する区域として東京国際空港長が定め、灯標(別図2)及び灯浮標(別図3)等で区切られた区域(別図1)をいう。
- (2)「海上警備センター」とは、警備艇と連携し船舶等の不法侵入、航空法等で定められた禁止行為の未然防止を図るため、監視・警戒等の業務を実施する施設をいう。
- (3)「海上警備システム」とは、海上制限区域及びその周辺海域に係る監視・警戒等を目的に海上警備センターに設置された監視システムをいう。
- (4)「海上警備業務」とは、海上警備システム及び警備艇を活用し、海上制限区域及びその周辺海域において、海上制限区域への船舶等の不法侵入、航空法等で定められた禁止行為を未然に防ぐために実施する警備業務をいう。
- (5)「警備艇」とは、海上制限区域への船舶等の不法侵入、航空法等で定められた禁止行為の未然防止を図るため、監視・警戒業務に従事する船舶をいう。
- (6)「監視区域」とは、海上警備センターで常時監視する区域をいう。
- (7)「監視・警戒区域」とは、海上警備センターで常時監視するとともに警戒を実施する区域(別図4)をいう。
- (8)「現場責任者」とは、民間事業者が海上警備業務を実施する上での責任者として選任される者をいう。
- (9)「警備統括」とは、海上警備業務の実施中に、警備員への指揮命令及び監督

職員との調整等を行う者をいう。

- (10)「警備員」とは、海上警備業務を実施するため、業務履行場所に配置する者をいう。
- (11)「監督職員」とは、契約書の定めるところにより警備業務を監督する者をいう。
- (12)「検査職員」とは、契約書の定めるところにより警備業務の検査を主管する者をいう。
- (13)「不法行為」とは、武器等の携行及び海上制限区域内に危険物等が投げ込まれ、空港施設に影響を及ぼす行為又は航空機への運航に影響を及ぼす行為、並びに海上警備に影響を及ぼすおそれのある行為をいう。

1. 1. 3 海上警備業務の内容

(1) 海上警備業務共通事項

- ①航空機の安全運航を阻害する海上制限区域内への不法侵入及び航空法等で定める禁止行為の未然防止を図ることを目的として、海上警備業務を遂行すること。
- ②事件・事故等の緊急事案発生により空港の保安が憂慮される場合、VIP等の空港利用により警備体制の強化を要する場合は、監督職員の指示に従い、必要な警備措置をとること。
- ③海上警備業務の実施に際し、不法行為又は禁止行為を発見した場合は、直ちに警備統括にその状況等を報告し、警備統括の指示に従い被害の拡大防止に努めること。また、必要に応じ、海上保安庁、警察等の関係機関へ確実に通報を行うこと。
- ④監督職員から貸与された鍵等の保管及び管理を確実にを行い、業務以外の目的で空港外への持出及び複製をしてはならない。
- ⑤海上警備業務を実施する上で接する者に対しては、言動態度等に十分注意し対応すること。
- ⑥海上制限区域への不法侵入の発生等、緊急時における迅速な対応を図るため、警備員は常に緊急時の対応について熟知しておくとともに、本省が実施する各種訓練に参加するものとする。
- ⑦警備業務の実施にあたっては、D滑走路の構造、周辺海域の地理、設定される海上制限区域、その他業務の実施に必要な情報について習得に努めること。

(2) 警備統括

①担当業務

- ア) 警備全体の統括責任者として警備員への指揮命令及び指導
- イ) 監督職員への連絡・調整・報告
- ウ) 緊急時における、連絡系統図に基づく海上保安庁、警察等の関係機関への連絡通報(本省の職員が行う場合を除く。)

②警備統括実施事項及び事案等への措置

- ア) 監督職員との連絡体制を常に確保しておくこと。
- イ) 警備艇から事案発生等の報告を受けたときは、適切な指示を行うと同時に速やかに監督職員へ報告するとともに、監督職員から指示を受けた場合は、その指示内容を確実に警備艇に実施させること。
- ウ) その他、警備統括の業務遂行上必要と思われる措置等については、適宜、監督職員へ報告・調整を行った上で実施すること。

エ)諸活動を行った場合は、経過等の記録をすること。

(3)海上警備システム監視

①担当業務

ア)海上警備センターにおいては、海上制限区域内への不法侵入等、航空法等により定められた禁止行為の未然防止を図るため、当省が設置している海域監視レーダー、海上監視カメラ、制限区域監視カメラ、映像伝送システム、警報・放送装置の海上警備システムによる警戒・監視等の業務を実施すること。なお同業務は、海上警備システムを構成するレーダー操作端末等の監視制御卓や大型表示装置を使用して実施するものである。(レーダーの取扱いに係る資格等は必要としない。)

イ)業務の実施にあたっては、当省において定める「東京国際空港海上警備業務実施要領」によるものとする。

②海上警備システム監視実施事項及び事案等への措置

ア)海上警備システムに係る監視設備の取扱いについて熟知し、海上警備システムの不具合、故障等を発見した場合は、速やかに警備統括に報告し、その措置について指示に従うこと。

イ)監視区域を航行する船舶等が不審な航行をしていると認められる場合、船舶等が海上制限区域に向け航行している場合、海上制限区域へ侵入すると予測される場合は、警備艇にその旨を連絡し、適切な警備措置をとると同時に速やかに警備統括に報告し、その指示に従うこと。

ウ)その他、海上警備システム監視の業務遂行上必要と思われる措置等については、適宜、警備統括へ報告・調整を行った上で実施すること。

エ)諸活動を行った場合は、経過等の記録をすること。

オ)1時間ごと定時に警備状況等を警備統括に報告すること。

(4)海上警備

①担当業務

警備艇においては、海上制限区域内への不法侵入等、航空法等により定められた禁止行為の未然防止を図るため、D滑走路周辺に設定される海上制限区域及びその周辺海域において、海上警備センターの警備統括の指示のもと、次の警戒・監視等の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、当省において定める「東京国際空港海上警備業務実施要領」によるものとする。

②母 船

ア)巡回及び当省が指示する地点における警戒・監視警備業務。

イ)海上制限区域に接近する船舶の動向監視、注意喚起等及び侵入した船舶への警告、退去勧告、リーフレット配布、厳重注意等の実施。

ウ)「東京国際空港海上制限区域安全管理規程」に基づき当省が入域を承認する船舶の出入域管理業務。

エ)当省が指定する施設等の異常(破損、存在確認等)に係る目視確認。

オ)国際VHF無線機、無線電話等による一般船舶(不審船等)との通信。

カ)緊急時等における警備統括からの指示事項の実施。

キ)不審船舶、不審人物を発見した場合は、直ちに行動阻止に努めるとともに、速やかに警備統括へ報告し、その指示に従うこと。

ク)不審物件を発見した場合は、そのままの状況に留め置き、速やかに警備統括へ報告し、その指示に従うこと。

- ケ) 警備艇の給油、警備員の交代に際しては、海上警備業務に支障が生じないよう、監督職員の了解を得た上で実施すること。なお、警備員の交代に際し警備艇は当省が海上制限区域内に所有する栈橋の利用が可能である。
- コ) 荒天により、各警備艇が危険と判断した場合は、警備統括を通じて監督職員の承認を得て、子船と共に避難するものとする。また、民間事業者は業務実施前までに避難先、避難後の対応について、監督職員の承認を得ること。
- サ) その他、業務遂行上必要と思われる措置等については、警備統括へ報告の上、適宜、実施すること。
- シ) 諸活動を行った場合は、発見場所及び経過の記録をすること。
- ス) 1時間ごと定時に警備状況等を警備統括に報告すること。

③子 船

- ア) 巡回及び当省が指示する地点における警戒・監視警備業務。
- イ) 海上制限区域に接近する船舶の動向監視、注意喚起等及び侵入した船舶への警告、退去勧告、リーフレット配布、厳重注意等の実施。
- ウ) 「東京国際空港海上制限区域安全管理規程」に基づき当省が入域を承認する船舶の出入域管理業務。
- エ) 当省が指定する施設等の異常(破損、存在確認等)に係る目視確認。
- オ) 不審船舶、不審人物を発見した場合は、直ちに行動阻止に努めるとともに、速やかに警備統括へ報告しその指示に従うこと。
- カ) 不審物件を発見した場合は、そのままの状況に留め置き、速やかに警備統括へ報告し、その指示に従うこと。
- キ) その他、業務遂行上必要と思われる措置等については、警備統括へ報告の上、適宜、実施すること。
- ク) 諸活動を行った場合は、発見場所及び経過の記録をすること。
- ケ) 1時間ごと定時に警備状況等を警備統括に報告すること。

1. 1. 4 サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき質及び最低限度満たすべき水準は以下のとおりとする。

(1)海上警備業務において達成すべき質

基本方針	主要事項	測定指標	備考
業務継続の確保	業務体制の継続	本業務の不備に起因して、警備艇による警戒・監視業務が停止しないこと。	早期の代替船舶の確保により警備艇不在時間発生件数0件を目標値とする。
	警戒・監視体制の継続	監視・警戒区域内を航行する船舶の状況把握により、必要に応じて適切な警備措置を行うこと。	海上制限区域へ侵入すると予測される船舶に対して適切な警備措置ができない件数0件を目標値とする。ただし、監督職員が行動措置困難と認めた場合を除く。

(2)海上警備業務において確保すべき水準

次の業務水準を確保すること。なお、現行業務の水準は、従来の実施方法として下記(6.)で開示する情報に定める内容とする。

ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

①警備統括

指定された担当業務(1. 1. 3)を実施し、適切な統括責任体制を有すること。

②海上警備システム監視

指定された担当業務(1. 1. 3)を実施し、適切な端末操作及び警戒・監視を行うこと。

③海上警備

指定された担当業務(1. 1. 3)を実施し、警備統括の指示のもと適切な警戒・監視を行うこと。

1. 1. 5 海上警備業務実施体制

(1)配置人員及び配置時間

配置するポストは全て365日24時間体制とする。

①警備統括業務(施設警備1級警備員)..... 1ポスト

②海上警備システム監視業務(施設警備1級又は2級警備員)..... 1ポスト

③海上警備業務(各船1ポスト以上は警備経験3月以上の者を配置すること。また、操船担当は小型船舶操縦免許を有する者、通信記録担当は無線従事者免許証を有する者を配置すること。)

(ア)母船1隻(操船、通信記録、監視警告)..... 3ポスト

(イ)子船2隻(操船、監視警告)..... 2ポスト

1. 1. 6 警備員等に求められる専門能力及び資格

(1)民間事業者は、警備業務の実施あたり、航空法、空港法、空港管理規則、航空保安業務処理規程に基づく要領及び警備業法、労働基準法、港則法等の関係法令を遵守するとともに、必要となる資格及び免許を所持している人員を適切に配置すること。

目的(担当)	許可・資格等	関係法令
警備統括	施設警備1級警備員	警備業法
海上システム監視業務	施設警備1級 又は2級警備員	〃
海上警備艇 (操船員)	小型船舶操縦免許	船舶職員 及び小型船舶操縦者法
海上警備艇母船 (通信記録対応)	無線従事者免許 (2級海上特殊免許)	電波法

(2)民間事業者は、海上警備業務に従事する者については、文部科学省「新体力テスト」において、各年齢に応じた総合評価基準「C」段階以上の基礎体力を有する者を配置すること。

(別紙1、なお別紙1については必要に応じ提出を求める場合がある。)

(3) 民間事業者は、現場責任者及び現場責任者代理人を選任するとともに、次の書類を契約締結後、速やかに当省へ提出し、確認を受けること。なお、変更が生じた場合も同様とする。

- ①現場責任者及び現場責任者代理人届
- ②海上警備業務担当職員名簿(別紙2)
- ③各免許証等(写)(施設警備業務に係る1級又は2級検定合格証、小型船舶操縦免許証、無線従事者免許証)
- ④緊急時連絡体制図(民間事業者の警備組織、連絡先及び報告先の経路を示したもの)
- ⑤緊急時における関係機関への連絡系統図(監督職員の承認を得たもの)
- ⑥警備員名簿(写)(警備業法45条、同法施行規則第66条第1項第1号に基づくもの)

(4) 民間事業者は、配備する警備艇及び搭載する使用機材に関し、次の書類を当省へ提出し、契約締結後、速やかに確認を受けること。なお、変更が生じた場合も同様とする。

- ①海上警備使用船舶一覧(別紙3)
- ②船舶検査証書(写)
- ③船舶検査手帳(写)
- ④小型船舶登録原簿の全部事項証明書又は用船協定書等(写)
- ⑤無線局免許状(写)
- ⑥無線機器の定期検査合格証(写)
- ⑦海上公試運転成績書等(写)
- ⑧係留地の水域占用許可書(写)又は類するもの
- ⑨給油承諾書(写)又は類するもの

(5) 現場責任者及び現場責任者代理人の配置

現場責任者又は現場責任者代理人は、主として次の業務を行うこと。

- ①警備全体の統括責任者として警備員への指揮命令及び指導
- ②監督職員への連絡・調整・報告
- ③緊急時における連絡系統図に基づく海上保安庁、警察等の関係機関への連絡通報(当省の職員が行う場合を除く。)
- ④警備員の教育・訓練に関すること。
- ⑤その他海上警備業務の実施に係る必要な事項に関すること。

1. 1. 7 警備艇の仕様

請負者が配置する警備艇の仕様は、別紙4による。

1. 1. 8 常駐場所

当省が提供する場所とする。

1. 1. 9 通信設備等

警備員が常駐場所で警備業務のため使用する内線電話は原則として無償とする。ただし、別途電話機を設置しようとする場合は、当省の承認を得て民間事業者の負担において設置すること。

1. 1. 10 業務引継

民間事業者は、海上警備業務を複数の警備員で実施する際、その交代に際し適切に引継ができる体制を確保すること。また、365日24時間体制で警備に当たるため、休憩時間及び休日は労働法規に従い交代で適切に取らせることのできる体制とすること。

1. 1. 11 一般指示事項

(1) 民間事業者は、履行開始の20日前までに、本要項に定める警備業務を実施するために必要となる警備艇(搭載する使用機材を含む)及び配置予定警備員を確定の上、その配置について、具体の業務実施計画表を監督職員に提出し確認を受けること。

(2) 民間事業者は、監督職員と調整の上、海上警備業務の履行に必要な警備業法及び関係法規等の空港警備に必要な知識付与及び空港警備に係る保安関連情報の取扱い、担当警備業務に係る動作確認等を含めた技能付与に関する教育訓練計画を作成し、監督職員の承認を得た上で業務開始3日前までに配置予定警備員の全てに対して教育訓練を実施し、その結果を報告すること。

また、空港警備に係る技術面の知識付与については、半年ごとに全ての配置警備員に対して教育訓練を実施し、その結果を報告すること。

(3) 民間事業者は、業務開始前の教育訓練実施の際に、監督職員が実施する研修を配置予定警備員に対して受講させること。なお、研修資料は当省が用意する。

また、履行期間中に監督職員から現場責任者及び警備統括等に対して、半年ごとに空港警備に特化した教育訓練を実施するので、全ての配置警備員に対して波及訓練を実施しその結果を報告すること。

(4) 民間事業者は、海上警備業務を実施するために必要となる警備業法で規定する届出等の必要な手続きを業務開始日の前日までに全て行うこと。

1. 2. 1 労務管理

民間事業者は、的確に業務が遂行されるよう労働基準法(平成22年法律第49号)に従って労務の管理を行うものとする。

1. 2. 2 警備員の心身の健康状態の把握

(1) 民間事業者は、労働安全衛生法(昭和47年法律57条)に定められる警備員等の健康管理に加え、船舶を使用した警備業務に必要な措置及び日常から警備員等の心身の健康状態を把握する措置をとること。心身に異常が認められた場合は、当該警備員を業務に従事させない等、必要な措置を講じるとともに、それを解除する場合には、必要な検査及び十分な期間の観察を行った後、慎重に安全を確認した上で解除すること。

なお、配置された警備員の心身に異常があり、警備員としての資質を欠くと当省が判断した場合には、当該警備員を配置から外すよう請負者に要請することができるものとする。

(2) 警備員に緊急事態が発生した際の連絡体制

民間事業者は、緊急事態が発生した場合の社内緊急時連絡体制を定め整えること。

1. 2. 3 注意事項

(1) 施設破損の禁止

民間事業者は、海上警備業務の実施にあたり民間事業者の過失、その他民間事業者の責に帰すべき理由により当省の施設又は当省が貸与する物品等に損傷を与えた場合、速やかに監督職員へ報告するとともに責任をもって復旧すること。

(2) 秘密の保持

民間事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らすことがないよう就業規則又は警備員等との個別契約等により定めること。

(3) 安全管理

①民間事業者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく警備員等に周知し安全を図ること。

②民間事業者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置を行い、また状況調査や原因究明に努め再発防止策を実施すること。

③民間事業者は海上警備業務においてヒヤリ・ハット等の不安全の要因となる箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。

(4) 資料の閲覧

民間事業者は、海上警備業務を実施するにあたり、参考となる次の資料を国土交通省東京航空局安全企画・保安対策課にて閲覧することができる。

①航空法及び航空法施行規則

②空港管理規則

③東京国際空港海上安全管理規定

④東京国際空港海上警備業務実施要領

1. 2. 4 創意工夫の発揮可能性

海上警備業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、包括的な公共サービスの質の向上、効率化の推進、信頼性の維持等に努めるものとする。

(1) 海上警備業務の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、海上警備業務の実施方法について、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。ただし、現行以上の質のレベルが確保できる根拠等を示すこと。

(2) 研修訓練体制に対する改善提案

民間事業者は、研修訓練体制について、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。

1. 2. 5 請負費の支払い方法

(1) 当省は、事業期間中の検査・監督を行い、確保すべき水準が満たされているか

確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合、当省は再度業務を行うように指示し、民間事業者に対し速やかに業務改善書を当省に提出させるものとする。

当省は業務改善の確認ができない限り民間事業者の支払いは行わないものとする。

- (2) 請負費の支払いに当たっては年12回までとし、民間事業者は当該月分の業務完了後、当省との間で定める書面により当該月分の支払い請求を行い、当省は、これを受領した日から30日以内に業務の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。
- (3) 当省は、仕様書に定める海上警備業務の内容に変更があった場合には、これに係る請負金額の変更は契約書類による。

1. 2. 6 経費の負担

- (1) 警備員の常駐場所は無償貸与とする。
- (2) 常駐場所の光熱水料費等は当省の負担とする。なお、民間事業者は節電、節水に努めること。
- (3) 業務に使用する携帯電話等の維持費は民間事業者の負担とする。
- (4) 業務に使用する事務用消耗品、備品及びその他雑品については、民間事業者の負担とする。
- (5) 警備員は、警備員であることが容易に判別できる統一した服装とし、その調達には民間事業者の負担とする。
- (6) 契約期間中、緊急を要する海上警備業務の変更等が生じた場合には、その設計変更に応じた実績額をその都度精算するものとする。

1. 2. 7 法令等変更による追加費用および損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用および損害は、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合には当省が負担し、それ以外の増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

- (1) 本業務の内容又は実施体制等に影響を及ぼす法令、基準等の変更
- (2) 消費税その他の類似の税制度の新設・変更(税率の変更含む。)

2. 実施期間に関する事項(法第14条第2項第2号)

本業務の実施期間は、次のとおりとする。

空港名	実施期間
東京国際空港	平成27年4月1日～平成30年3月31日

※本入札に係る落札及び契約締結は、本業務に係る27年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

3. 入札参加資格に関する事項(法第14条第2項第3号及び第3項)

- 3.1 法第15条において準用される第10条各号(ただし、第11号を除く。)に該当するものでないこと。
「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」第29条に規定する下記の各号に掲げる事項を満足しなければならない。
- 3.2 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- 3.3 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)における「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者。
- 3.4 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- 3.5 複数の警備会社で共同企業体(ジョイントベンチャー(JV))を構成し入札に参加する際は、警察庁通達「警備業務の共同実施に関する指針について(警察庁丁生企発第410号平成15年12月15日付け)」に基づき結成した共同事業体であること。
- 3.6 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3.7 警備業法に定める都道府県公安委員の認定を受けた者であること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第14条第2項第4号)

4.1 入札の実施手続及びスケジュール

本件は、下記4.2.1に示す提出書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

手 続	スケジュール
入札公告	平成26年 12月上旬頃
入札説明資料の配布	平成26年 12月上旬頃
申請書類、技術提案書に関する質疑応答期限	平成27年 1月上旬頃
申請書類、技術提案書の提出期限	平成27年 1月上旬頃
入札等に関する質疑応答期限	平成27年 1月下旬頃
競争参加資格結果通知	平成27年 1月下旬頃
入札書の提出期限	平成27年 2月上旬頃
開札・落札予定者の決定	平成27年 2月上旬頃 (ただし、低入札の場合は除く)
契約締結	平成27年4月1日

4.2 入札実施手続

4.2.1 提出書類

入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる申請書類、技術提案書、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)、誓約書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

(1) 申請書類

- ① 競争参加資格確認申請書【申請様式1】
- ② 業務に対する認識【申請様式2】
- ③ 海上警備業務実施計画【申請様式3】
- ④ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し(任意様式)

(2) 技術提案書

入札参加者が提出する技術提案書は、本実施事項(5.)で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

- ① 実施方法についての提案【提案様式1】
- ② 研修・訓練体制についての提案【提案様式2】
- ③ 業務実績【提案様式3】
- ④ 業務実施体制／緊急時及び非常時対応の業務実施体制／品質管理マネジメントシステムの取組状況【提案様式4】

(3) 誓約書

入札参加者は、法第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除条項に該当しないこと等に関する誓約書を提出すること。【誓約書様式】

(4) 意見聴取対象者リスト

入札参加者は開札後、国土交通省東京航空局の求めに応じ、速やかに意見聴取対象者リストを提出すること。

4. 2. 2 紙入札方式による開札に当たっての留意事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に利害関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札中は契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項(法第14条第2項第5号)

本業務を実施する者(以下「落札者」という。)の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、審査は当省に設置する学識経験者が参画する第三者委員会(第三者委員会は、必ず1名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定について審議するが、委員は自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。)において行うものとする。

5.1 落札者決定に当たってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか(必須項目審査)、また、効果的なものであるか(加算点項目審査)について行うものとする。

5.1.1 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は標準点(100点)を付与し、次の(1)及び(2)の必須項目のうち1項目でも満たしていない場合は失格とする。

(1) 業務に対する認識

海上警備業務を適正かつ円滑に行う方針が記載され、計画的な業務の履行が見込まれること。

(2) 実施計画

警備艇の勤務交代に係る手順及び配置警備員への業務指示手順等の業務継続フローについて明確であり、且つ緊急時の体制、責任者の業務管理体制及び責任の所在が確立されていること。

5.1.2 加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加算する。(40点)

(1) 実施方法についての提案内容(9点)

実施方法についての提案が、海上警備業務により効果的かつ効率的なものであり、内容に創意工夫がみられるか。

(2) 研修・訓練体制についての提案内容(9点)

効率的な研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。

(3) 業務実績(2点)

過去に海上警備又は警戒船業務を行った実績があるか。

(4) 業務実施体制(7点)

業務に必要な資格及び船舶の具体的な配置計画を有しているか。

(5) 緊急時及び非常時対応の業務実施体制(7点)

具体的な事態を想定し、即応的かつ効果的な増強体制を確保しているか。

(6) 品質管理マネジメントシステムの取組状況(6点)

ISO9001の認証を取得しているか。

5.1.3 上記(5.1.1)及び(5.1.2)の評価項目並びにそれぞれの配点については、評価表(別紙6)による。

5.2 落札者決定に当たっての評価方法

5.2.1 落札者の決定方法(除算方式)

必須項目審査により得られた標準点(100点)に加算点項目審査の得点(最高40

点)を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中でも最も高い値の者を落札者として決定する。

評価値 = (標準点(100点) + 加算点項目審査の得点(最高40点)) ÷ 入札価格

5.2.2 留意事項

- (1) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある、著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い1者を落札者として決定することがある。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に利害関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について、官民競争入札等管理委員会に報告するとともに公表するものとする。

5.3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者又はその代理人のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として、予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項(法第14条第2項第6号及び4項)

従来の業務実施に関する情報は別添資料のとおり。

7. 対象公共サービス実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項(法第14条第2項第7号)

- 7.1 本業務の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。また、当該国有財産を損傷した場合は、民間事業者は原状回復の上、当省へ返却すること。

7.1.1 事務室等

民間事業者が海上警備業務にかかる業務を行うために必要な事務室は、当省が準備する。

なお、使用に当たっては、無償で使用することができる。ただし、民間事業者において持ち込んだ設備、機器等については、契約終了までに撤去し原状回復すること。

8. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項(法第14条第2項第9号)

8.1 報告等について

8.1.1 海上警備業務実施計画の作成と提出

民間事業者は、業務開始に際し速やかに本業務の詳細について監督職員と打合せを行い、その打合せ結果に基づき、次の事項を含む海上警備業務実施計画を作成し、監督職員に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 海上警備業務実施体制(警備員名簿、専門能力及び資格を有することを示す書類及び別紙3に示す履修証明書を含む)
- (2) 海上警備業務実施要領
- (3) 連絡体制表(緊急時の対応も含む)
- (4) 勤務体制表
- (5) 警備員の心身の健康管理の方法
- (6) 研修・訓練体制表
- (7) その他必要な事項

8.1.2 海上警備業務実施計画の変更

民間事業者は、海上警備業務実施計画の変更の必要があると判断した場合は、監督職員の承認を得て、海上警備業務実施計画を変更することができる。また、監督職員は、必要に応じて請負事業者に警備業務実施計画の変更を求めることができる。

8.1.3 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した海上警備日報、月間勤務予定表、月間勤務実績表を作成し、監督職員に提出する。

- (1) 民間事業者は、当省が指定する時間までに、翌日の警備の状況等必要事項を記入の上、監督職員に提出すること。ただし、事案・事故報告書についてはその都度、監督職員の指示に従い、必要事項を記入の上提出すること。
- (2) 民間事業者は、月間勤務予定表を勤務開始の前月25日までに監督職員へ提出し、その承認を受けること。なお、変更が生じた場合はその都度提出し、同様に承認を受けること。
- (3) 民間事業者は、月間勤務実績表を勤務終了の翌月5日までに監督職員に提出すること。

8.1.4 当省の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、当省の検査・監督体制は次のとおりとする。

本業務の検査・監督体制として当省は国土交通省東京航空局総務部安全企画・保安対策課職員及び国土交通省東京航空局東京空港事務所職員に検査職員、

監督職員を任命する。

8.2 当省による調査への協力

当省は、請負事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関する必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所(業務実施場所を含む)に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査を実施する当省の職員は、検査等を行う際には当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3 指示について

当省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8.4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して当省が開示した情報等(公知の事実等を除く)及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

8.5 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

8.5.1 業務の開始及び中止

(1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。

(2) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ当省の了承を受けなければならない。

8.5.2 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

8.5.3 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.5.4 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8.5.5 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8.5.6 権利義務の帰属等

- (1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者はその責任において必要な措置を講じなければならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ当省の了承を受けなければならない。

8.5.7 引継ぎ

業務引継ぎに必要な措置として、民間事業者は本業務の開始前に、現に当該業務を実施している民間事業者から、本業務の実施に必要な引継ぎを受けることができる。

なお、責任者に対する業務処理上のノウハウの引継ぎがある場合は、能力・経験を踏まえた上で、当省が十分な期間を確保して行うものとする。

また、民間事業者は、本業務の終了に伴い民間事業者が変更する場合は、必要に応じ次期民間事業者に対し、契約終了日の最低1ヶ月前から、業務に必要な引継ぎを行わなければならない。

8.5.8 再委託の取扱い

- (1) 民間事業者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。
- (2) 民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他の管理の方法)について記載しなければならない。
- (3) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで当省の承諾を受けなければならない。
- (4) 民間事業者は、上記(2)及び(3)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- (5) 再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、当省との契約によらない自らの業務の禁止については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

8. 5. 9 契約内容の変更

- (1) 当省及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はやむを得ない事由等により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれ相手方の承認を受けなければならない。
- (2) 当省は、前項により本契約の内容を変更しようとするとき(1. 2. 4(3)に定める変更を除く)は、法21条第2項及び第3項に定める手続きを行い、民間事業者は当省の行う手続きに協力しなければならない。
 - * 法21条第2項 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。
 - 同第3項 国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

8. 5. 10 契約解除

当省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 法第10条の規定により請負競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 上記(3)に掲げる場合のほか本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して本業務の実施に関して知り得た秘密を漏洩又は盗用したとき。
- (8) 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8. 5. 11 契約解除時の取扱い

- (1) 上記(8. 5. 12)に該当し、契約を解除した場合には当省は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる請負費を支払う。
- (2) この場合、民間事業者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として当省の指定する期間内に納付しなければならない。
- (3) 当省は、民間事業者が前項の規定による金額を当省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日

数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を遅滞金として納付させることができる。

(4) 当省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8. 5. 12 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と当省が協議するものとする。

8. 5. 13 業務途中における入札参加者グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

8. 5. 14 業務途中におけるグループ企業の破産又は解散に対する処置

グループ企業のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、当省の承認を得て、残存グループ企業が共同連帯して当該グループ企業の業務を完了するものとする。

ただし、残存グループ企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存グループ企業全員及び国の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該グループ企業を加えたグループ企業が共同連帯して破産又は解散したグループ企業の分担業務を完了するものとする。

8. 5. 15 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

(1) 請負事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は当省の請求に基づき契約額(本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として当省の指定する期間内に支払わなければならない。

① 本契約に関し、請負事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③ 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反す

る行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

④本契約に関し、民間事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同項第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2)民間事業者は、上記(1)の規定による金額を当省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額の延滞金として支払わなければならない。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む)に関する事項(法第14条第2項第10号)

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は重大な過失により当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

9.1 当省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当省は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存ずる場合は、当省が自ら賠償の責めに任ずるべき金額を超える部分に限る)について求償することができる。

9.2 当該公共サービス実施民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する損害を行った場合であって、当該損害の発生について、当省の責めに帰すべき理由が存ずるときは、当該民間事業者は当省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずるべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第14条第2項第11号)

10.1 実施状況に関する調査の時期

本業務の実施状況については、内閣総理大臣が行う評価の時期(平成29年6月予定)を踏まえ、平成29年3月31日時点における状況を調査するものとする。

10.2 調査の方法

当省は民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。ただし、上記(1.)における業務の質として設定した項目については、随時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。

上述の調査に際しては、過大な周辺環境の変化等、民間事業者の責任や権限が及ばない事故等の発生要因の有無を確認すること。

また、必要に応じて従来の実施状況との比較分析を行うものとする。

10.3 調査項目

10.3.1 上記(1.)に示すサービスの質に関する項目に上記(1.)での提案を反映し確定した業務の履行状況。

10.4 上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ平成29年5月を目途に提出するに当たり、当省に設置する第三者委員会に報告し意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表
当省は請負事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

11.2 当省の監査体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

また、本業務の実施状況に係る監督は上記(8.)により行うこととする。

11.3 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

11.3.2 罰則等

(1) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

① 二十六条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁

をした者

②正当な理由なく、第二十七条第一項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による指示に違反した者

(2)法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(1)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記(1)の刑を科されることとなる。

11. 3. 3 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査法(昭和22年法律第73号)第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の委託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当省を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受ける場合は協力するものとする。

東京国際空港海上制限区域図

制限区域明示浮体式灯標		
● (Yellow)	灯標	26基
● (Red)	灯浮標(浅海用)	3基

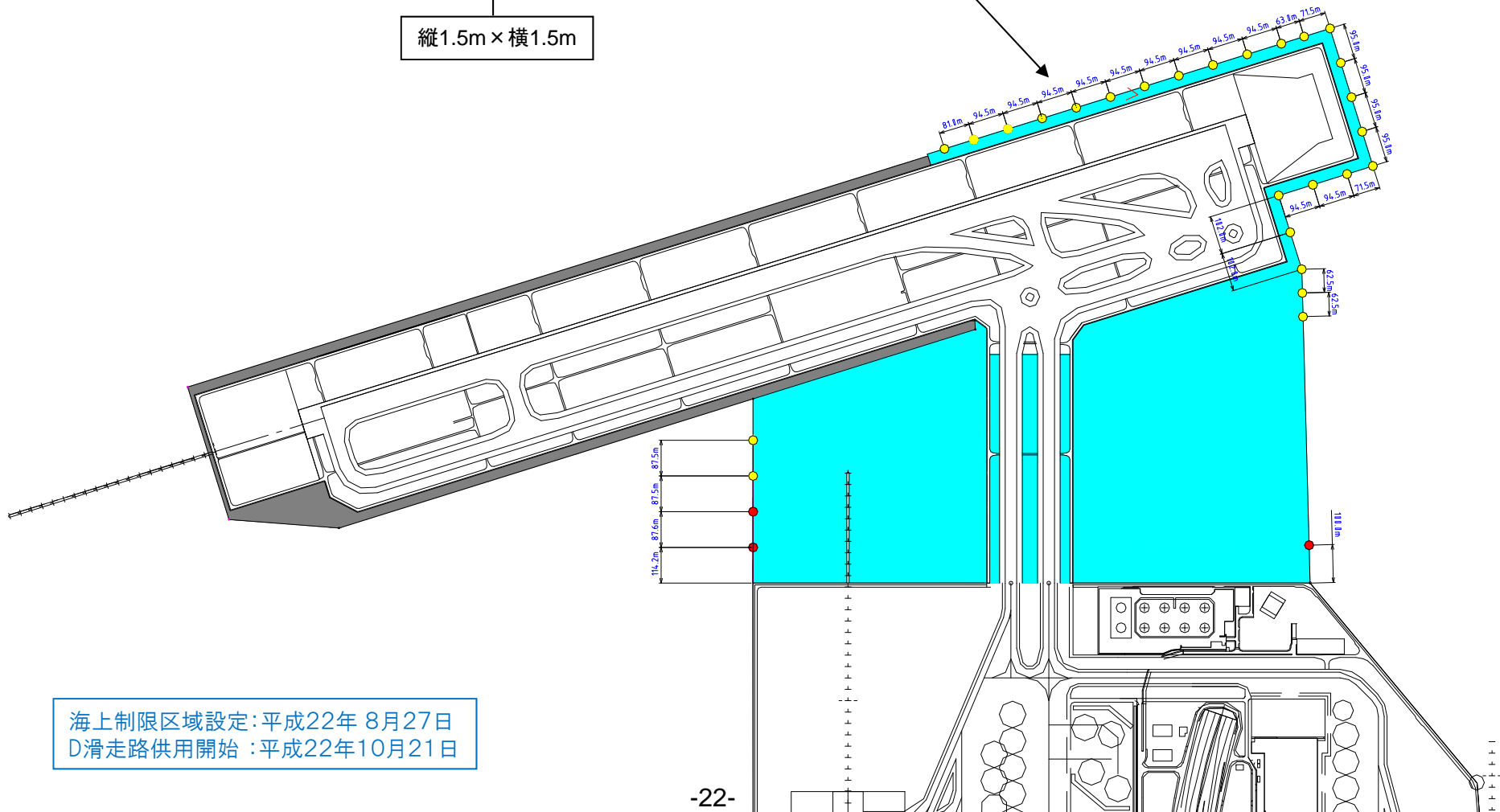
進入禁止の掲示(橋桁部分)

24.3M

制 限 区 域 灯 浮 標 内 側 立 入 禁 止

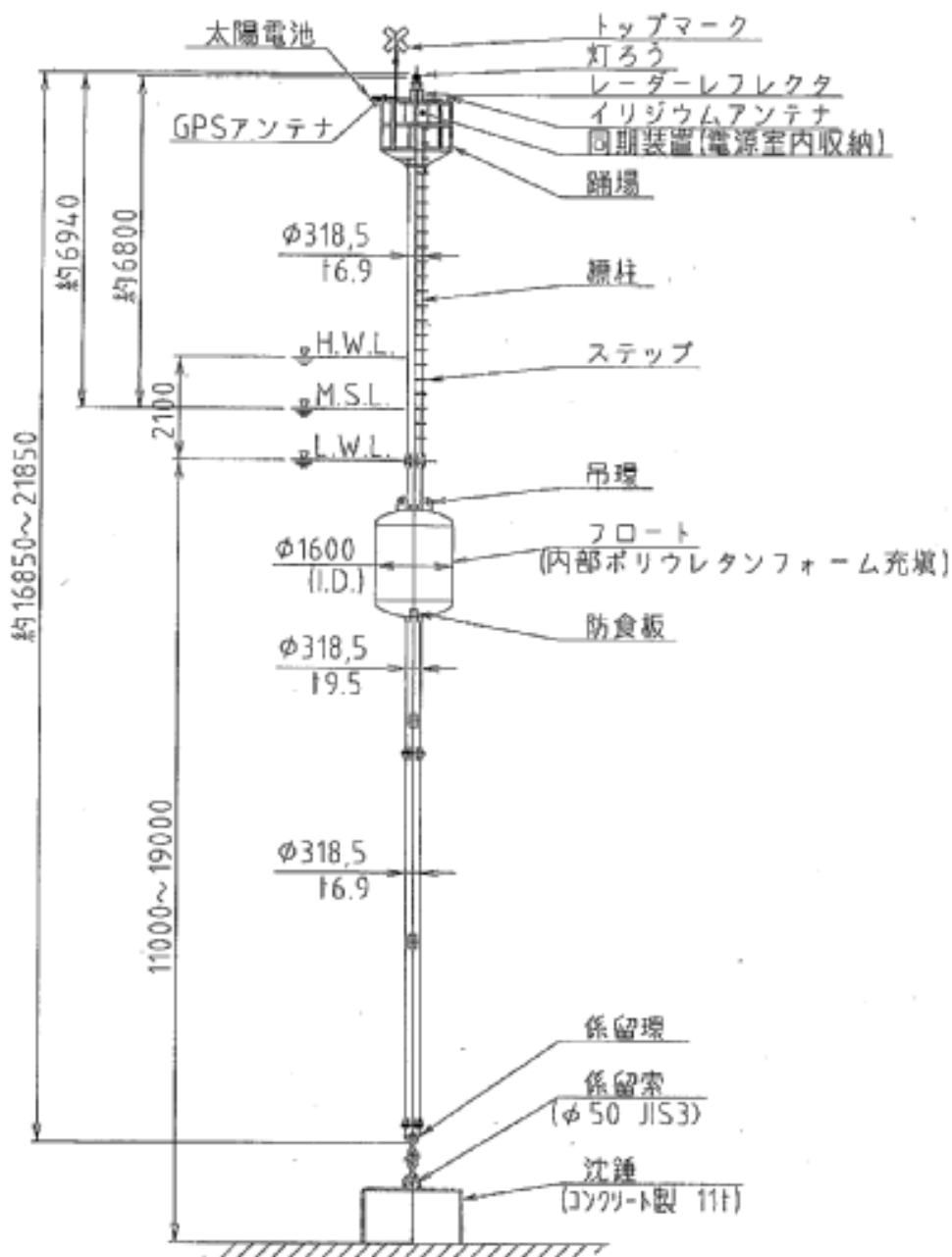
海上制限区域

縦1.5m × 横1.5m



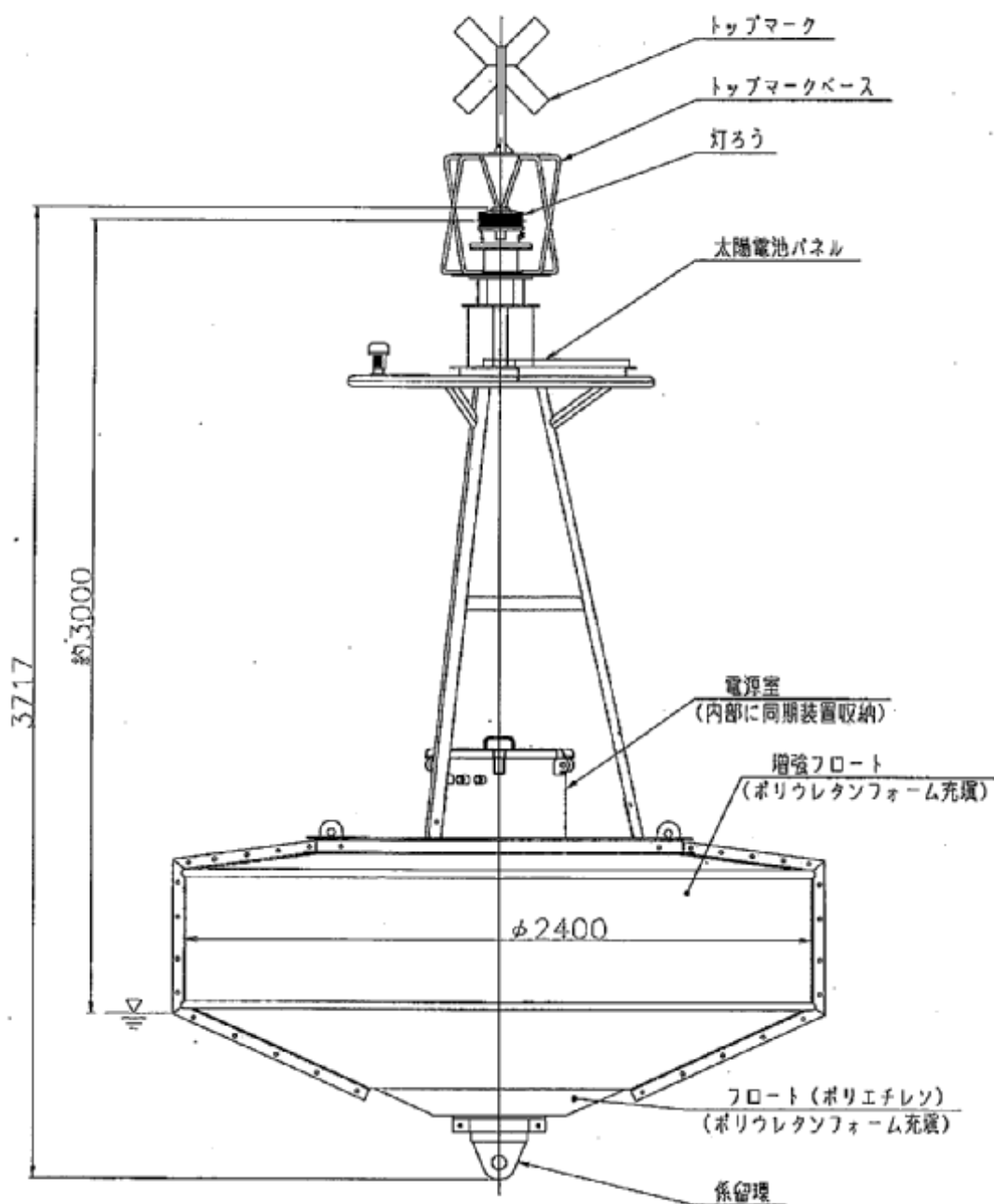
海上制限区域設定:平成22年 8月27日
D滑走路供用開始 :平成22年10月21日

制限区域明示灯標(浮体式灯標全体図)



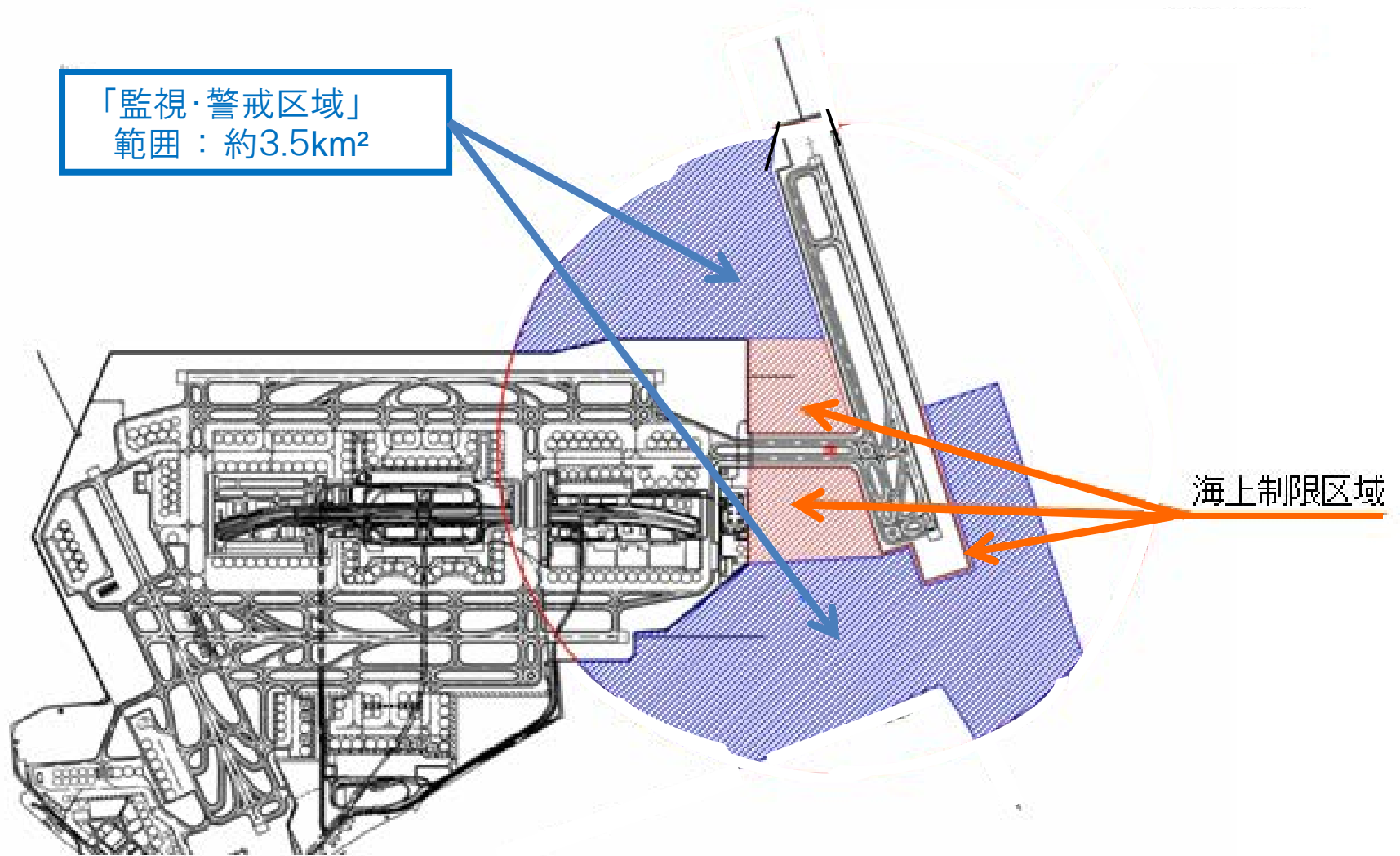
灯標の仕様		
灯火	灯質	3秒1閃
	灯色	黄色
	実行光度(告示光度)	130cd
	光達距離(告示光度)	5.5海里
	灯高(m)	約6.8m
標体	上部構造	柱型
	塗色	黄色
	頭標	X型
付属品		同期点滅装置
係留方式		チェーン係留方式

制限区域明示灯標(浅海用円盤型灯浮標全体図)



灯標の仕様		
灯火	灯質	3秒1閃
	灯色	黄色
	実行光度(告示光度)	130cd
	光達距離(告示光度)	5.5海里
	灯高(m)	約3.0m
標体	上部構造	円盤型
	塗色	黄色
	頭標	X型
付属品		同期点滅装置
係留方式		チェーン係留方式

監視・警戒区域



新体カテストの記録

測定日：平成 年 月 日

氏名		本人の住所	
1.	平成26年4月1日現在の年齢	歳	2. 性別 男 女

項 目		記 録				得点
1. 握力	右	1回目	kg	2回目	kg	
	左	1回目	kg	2回目	kg	
	平均				kg	
2. 上体起こし					回	
3. 長座体前屈		1回目	cm	2回目	cm	
4. 反復横とび		1回目	cm	2回目	cm	
5. 急歩				分	秒	
	20mシャトルラン(往復持久走)	折り返し数	回(最大酸素摂取量		ml/kg1・分)	
6. 立ち幅跳び		1回目	cm	2回目	cm	
得 点 合 計						
総 合 評 価		A	B	C	D	E
体 力 年 齢		歳 ~				歳

所属会社確認印※ (担当責任者)	
---------------------	--

※押印なきものは無効とする

海上警備業務担当職員名簿

No.	氏名	役職	実務経験 (年月数)	警備業法 資格認定	小型船舶 の免許	海上特殊無線 技士の資格	主な配置場所	年齢	新体力 テスト	顔写真

海上警備使用船舶一覧

船名					
能力等	総トン数(トン)				
	全長(メートル)				
	船質				
	最大速度(ノット)				
	船舶高(メートル)				
装備品	国際VHF無線				
	無線電話27MHz				
	無線電話40MHz				
	船舶レーダー(出力)				
	拡声器				
	サーチライト				
	回転灯				
GPS					
積載品	携帯電話				
	映像記録機				
	双眼鏡				
	救命資器材				
	警備艇の表示				
	吹流し				
証明書類等	船舶検査証書				
	船舶検査手帳				
	小型船舶登録原簿の登録事項証明書証又は用船協定書等				
	無線局免許状 (※搭載している全無線機器)				
	無線機器定期検査合格証				
	海上公試運転成績書				
	水域占用許可書または類するもの				
	給油承諾書または類するもの				
備考	船舶定期検査の時期・検査の種類 (次期を記載)				

警備艇の仕様

1. 警備艇は常時3隻の配置を確保することとし、その求める仕様・能力は下記のとおりとする。

項目	仕様・能力
総トン数	20GT程度 (小型船舶操縦免許証で操船が可能な船舶とする。)
堪航性	原則、風速15m、波高1.5m程度の海象条件下で海上警備艇業務が可能であること。
船質	FRP、鋼、若しくは軽合金
最大速度	20ノット以上
船舶高	N.H.H.W.L (略最高高潮面) +5.7m以下
その他の条件	多摩川河口域における24時間の定点・海上制限区域及びその周辺海域の巡回警備を行うことが可能である船舶とする。

2. 装備品について

法定装備品の他、下記の装備品を配備すること。

(ただし、国際VHF無線・無線電話は常時1隻のみでも可)

装備品名	規格	数量	備考
国際VHF無線	5W型 ハンディタイプ	1台	25W型据置タイプ可
無線電話	27MHz帯	1台	
	40MHz帯	1台	
船舶レーダー	5kW未満	1式	有資格者が乗船する場合は5kW以上も可
拡声器		1台	
サーチライト		1式	
回転灯	サイレン付 青色	1式	
GPS		1式	

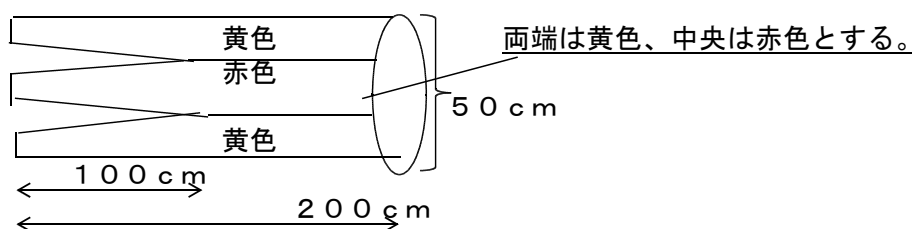
積載品名	規格	数量	備考
携帯電話		1台	
映像記録機	デジタルビデオカメラ	1台	
双眼鏡		1台	
救命資器材	救命浮輪	5式	
	毛布	5式	
吹流し		1式	

3. 警備艇の標示と吹流しの規格

警備艇の両舷側には、他の船舶から確認できるよう操船に支障をきたさない範囲で可能な限り大きく赤色で「警備艇」と標示する。(横断幕、ペイント可)

吹流しの規格は下記のとおりとする。

縦50cm×横200cm、後尾から100cmまで切れ込みを入れる。



4. 当局が提供する棧橋

- (1) 海上制限区域内に所在する管理用棧橋 (固定式) とする。
- (2) 使用にあたり、防舷材等設置が必要となる際には、監督職員と協議のうえ、請負者において必要な措置を講じること。

専門能力の研修及び確認について

1. 専門能力についての研修内容

- (1) 海上警備業務に従事する警備員は、以下の専門知識を有することが必要である。請負者は従事予定の警備員に対し、専門能力を取得させ、その能力を維持向上させるため、以下の項目に従い適切に研修・訓練を実施できる体制を確保すること。

項目	必要な知識
航空機の運航 空港の運用	航空機 の特性 飛行場 の概要
関係法令	警備業法 航空法 空港法 空港管理規則 東京国際空港海上制限区域安全管理規程
海上警備の特性	東京国際空港海上警備業務実施要領
警戒船舶業務講習	警備艇(警戒船)に乗船する警備要員に必要な講習

- (2) 請負事業者は、海上警備業務に従事する警備員に対し、業務開始前までに必要な研修・訓練を実施し、専門能力を履修させること。
- (3) 専門能力の研修カリキュラム及び期間の標準例を別紙 3 - 2 に示す。
- (4) 上記 (1) に記載する専門能力のうち、航空機の運航、空港の運用、関係法令（警備業法除く）及び海上警備の特性については、請負決定後、請負事業者の能力・経験を踏まえた上で、監督職員が現場責任者に対し研修を実施する。

2. 専門能力の確認

- (1) 請負事業者は研修終了後従事する警備員に対してレポートの提出等を行わせて研修成果を確認したうえで、研修、訓練の項目、実施日時等及び研修成果の確認結果を記載した履修証明書を作成すること。
- (2) 請負事業者は、実施要領 8. 1. 1 に示す監督職員への海上警備業務実施計画書の提出の際に、上記 (1) の履修証明書を添付すること、監督職員は必要に応じてヒヤリングにより警備員の専門能力を確認を実施し、専門能力が不足する場合は、追加の研修・訓練について請負事業者に対し指示をおこなう。
- (3) 海上警備業務に従事する警備員が第 1 項の研修によらず、同等の専門能力を有していると請負事業者が判断する場合は、これを示す書類を添付するものとし監督職員は専門能力の有無を確認する。

専門能力の標準研修期間

1. 専門能力についての研修内容

項目	必要な知識	時間
航空機の運航 空港の運用	航空機の特徴 飛行場の概要	1 時間
関係法令	警備業法	1 時間
	航空法 空港法 空港管理規則	1 時間
	東京国際空港海上制限区域安全管理規程	2 時間
海上警備の特徴	東京国際空港海上警備業務実施要領	3 時間
警戒船舶業務講習	警備艇(警戒船)に乗船する警備要員に必要な講習	
	①警戒船講習	3 時間
	②海上特殊無線取り扱い	1 時間
	③巡回の方法(巡回業務の意義 対象施設の把握 事前準備と着眼点等)	2 時間
	④警報装置その他警備業務を実施する上で使用する機器の取り扱いに関する事	2 時間
	⑤その他警備業務を適正に実施する上で必要な知識及び技能に関する事。	2 時間
⑥現場訓練(不法妨害行為に係る的確な初動対応の習得)	2 時間	

計 20 時間

評価表

海上警備業務の評価項目・評価基準並びに配点基準

評価項目	評価基準	配点基準	配点基準			備考
			評価	ウェイト	計	
I. 必須項目						
業務に対する認識	海上警備業務を適正且つ円滑に行う方針が記載され、計画的な業務の履行が見込まれること。	全て満たしている場合は標準点を付与、1項目でも満たしていない場合は失格。	合・否	/	100	
管理体制	警備艇の勤務交代に係る手順及び配置警備員への業務指示手順等の業務継続フローについて明確であり、且つ緊急時の体制、責任者の業務管理体制及び責任の所在が確立されていること。		合・否			
II. 加算点項目						
実施方法についての提案	警戒・監視の確実性の向上又は事件・事故発生時の対応能力の向上を図るものであり、内容に創意工夫がみられるか。	実施方法について非常に優れた具体的な提案がされている。	3	× 3	9.0	
		実施方法について優れた提案がされている。	2			
		提案はあるが、特に創意工夫は見られない。	1			
		未記入又は提案がない。	0			
研修・訓練体制についての提案	研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。	研修・訓練体制について非常に優れた具体的な提案がされている。	3	× 3	9.0	
		研修・訓練体制について優れた提案がされている。	2			
		提案はあるが、特に創意工夫は見られない。	1			
		未記入又は提案がない。	0			
業務実績	過去に、海上警備または警戒船業務の実績があるか。	業務実績がある。	2		2.0	
		業務実績がない。	0			
業務実施体制	仕様に定める有資格者数及び免許取得者数を超える警備員を十分に確保しているか。	仕様に定める有資格者数及び免許取得者数のいずれもが2倍以上より多くの要員を確保している。	3.5	× 2	7.0	
		仕様に定める有資格者数及び免許取得者数のいずれもが5割増以上より多くの要員を確保している。	2			
		仕様に定める有資格者数及び免許取得者数のいずれもが1名以上より多くの要員を確保している。	0.5			
		仕様に定める有資格者数及び免許取得者数を超える警備員が確保されていない。	0			
緊急時及び非常時対応の業務実施体制	具体的な事態を想定し、即応的かつ効果的な船舶の増強体制を確保しているか。	仕様に定める増強対応可能な代替船が3倍以上確保されている。	3.5	× 2	7.0	
		仕様に定める増強対応可能な代替船が2倍以上確保されている。	2			
		仕様に定める増強対応可能な代替船が1隻以上確保されている。	0.5			
		仕様に定める増強対応可能な代替船が確保されていない。	0			
品質管理マネジメントシステムの取組状況	ISO9001の認証を取得しているか。	導入している。	3	× 2	6.0	
		導入していない。	0			

同一の評価項目に複数の提案があった場合には、個々の提案内容を評価した上で、最も点数の高い提案内容の評点とする。

40.0

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員	0	0	0
	非常勤職員	0	0	0
物件費				
請負費等	請負算定部分	417,900	367,500	285,012
	成果報酬等	0	0	0
	旅費その他	0	0	0
計(a)		417,900	367,500	285,012
参考値 (b)	減価償却費	0	0	0
	退職給付費用	0	0	0
	間接部門費	0	0	0
(a)+(b)		417,900	367,500	285,012
(注意事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・本実施要項に記載の海上警備業務については、すべて民間事業者を実施させていることから、請負費等以外に経費は発生しない。 				
<p>【請負費の減少要因(ヒアリング結果)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度は、警備艇巡回経路を効率的に見直したことから、船舶に係る燃料消費量が減となったことにより入札価格を下げたもの。 ・平成26年度は、民間事業者が継続して受注したいとしたことから、経費等の縮減を図り入札価格を下げたもの。 				

2. 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
業務委託職員(民間・常勤職員)		35	35	40
民間事業者側で確保した予備職員		5	5	10
【常勤職員の内訳】				
・海上警備システム監視		5	5	9
・海上警備		30	30	31
(業務の繁忙の状況とその対応)				
<ul style="list-style-type: none"> ・海上警備業務に要した人員は通年で繁忙はない。 ・本業務は、すべてのポスト(合計9ポスト)において、交替制勤務で24時間、警備を実施するものである。 				
(注意事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・予備職員とは、常勤職員が病気、怪我等により不足した場合、遅滞なく支援できる職員のことである。 ・平成26年度より警備体制強化のため海上警備センターに配置する警備総括を1ポスト増(海上警備システム監視の内訳に含む) 				

3. 従来の実施に要した施設及び設備	
<p>【民間事業者に使用させた国有財産及び備品】</p> <p>(施設関係)</p> <p>①待機室</p> <p>(設備関係)</p> <p>なし</p> <p>(物品関係)</p> <p>なし</p> <p>【民間事業者が用意した備品】</p> <p>別添2【民間事業者が用意した備品】に示す。</p>	
(注意事項)	
・業務を実施するための民間事業者を使用させた国有財産については無償で貸与した。	

4. 従来の実施における目的の達成			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
海上警備業務の不備に起因して業務継続の確保が出来なかった回数	0	0	0
海上警備業務の不備に起因した当該施設又は海上制限区域内での人身事故及び物損事故の発生回数	0	0	0
(注意事項)			
○特になし			

5. 従来の実施方法等	
<p>(組織図)</p> <p>○別添3(組織図)に示す。</p> <p>○別添4(組織体制図)に示す。</p> <p>(業務実施方法)</p> <p>○別添5(フロー)に示す。</p> <p>(仕様書等)</p> <p>○仕様書については、国土交通省東京航空局において閲覧できる。</p> <p>(研修・訓練)</p> <p>○研修・訓練の実施状況は、以下のとおり。ただし、本研修・訓練の内容は海上警備業務の要員に対するものである。</p>	
項 目	時 間
航空機の運航／空港の運用	業務開始前 1時間
関係法令	業務開始前 4時間
海上警備の特性	業務開始前 3時間
警戒船舶業務講習(実技含む)	業務開始前 12時間
空港警備に係る技術面の知識付与	半年ごと
航空保安業務教育訓練	半年ごと

民間事業者が用意した備品(平成26年度事業実施者)

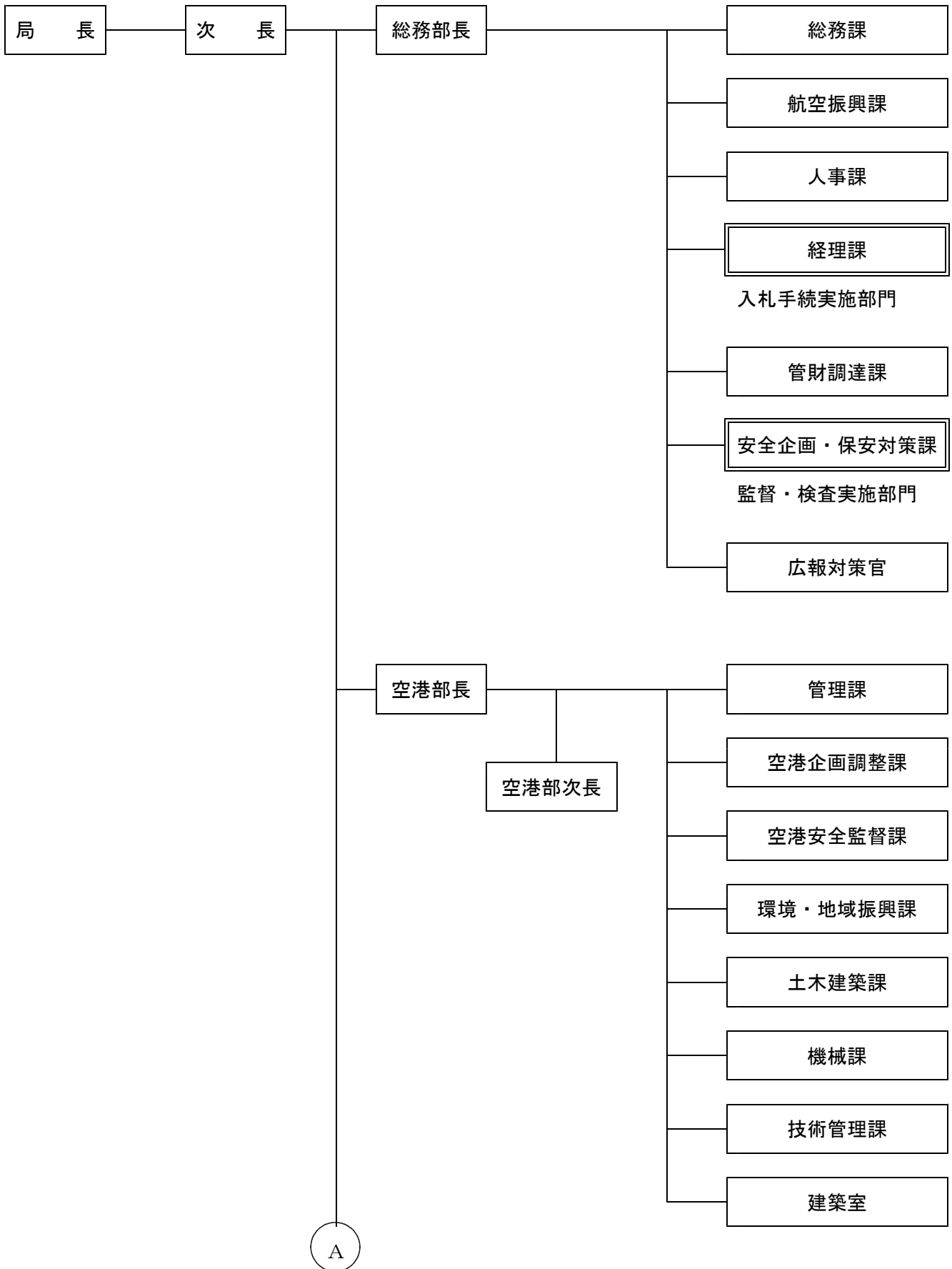
海上警備業務に使用する機材等

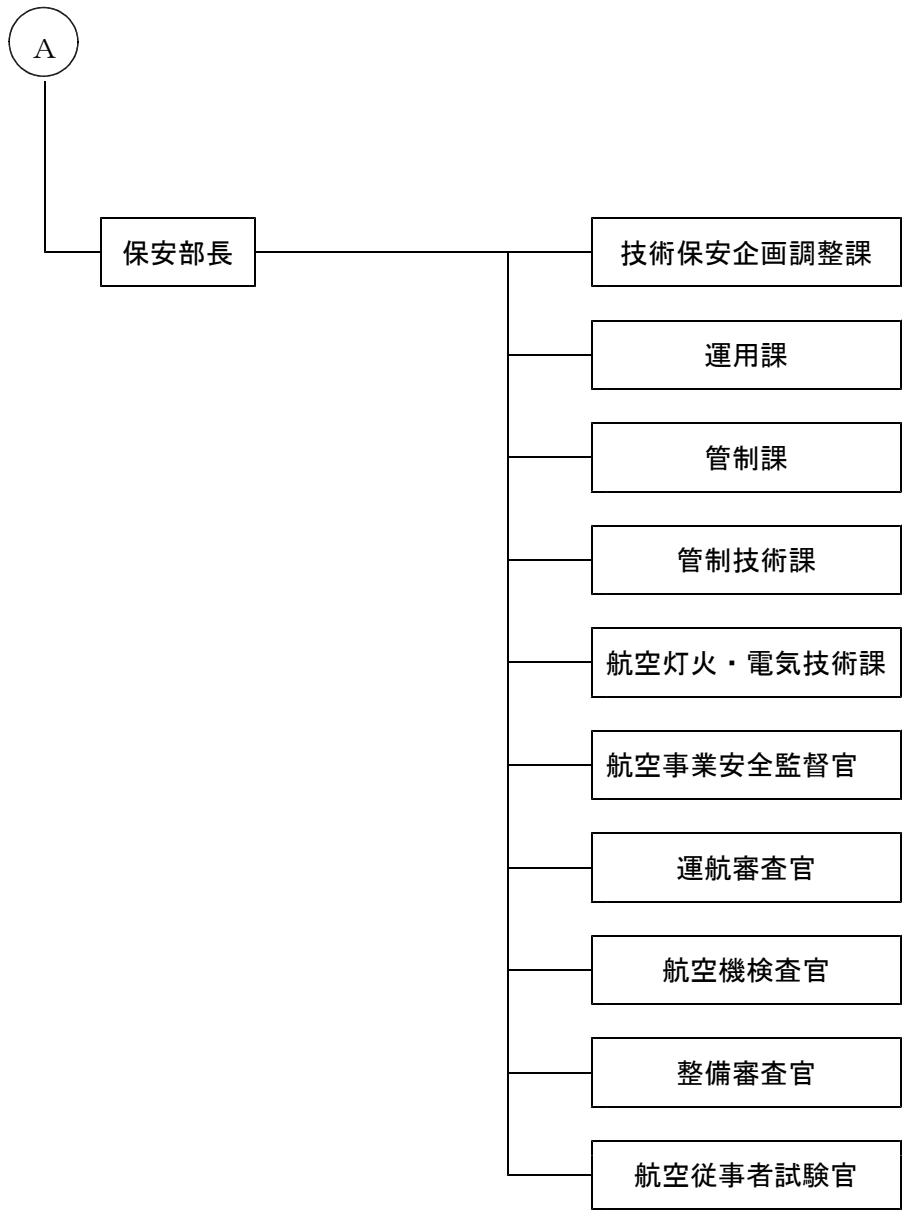
品名	数量	備考
船舶 20t程度	12	
吹流し及び横断幕	12	
国際VHF無線機	12	
無線電話(27MHz,40MHz)	5	母船のみ装備
船舶レーダー	12	
拡声器	12	
サーチライト	12	
回転灯	12	
GPS	12	
映像記録機	12	
双眼鏡	12	
車両 1600cc	1	
携帯電話	13	各船1台及び海上センター1台
立ち入り禁止看板	1	
救命浮き輪	60	各船5式
毛布	60	各船5式

事務用品等

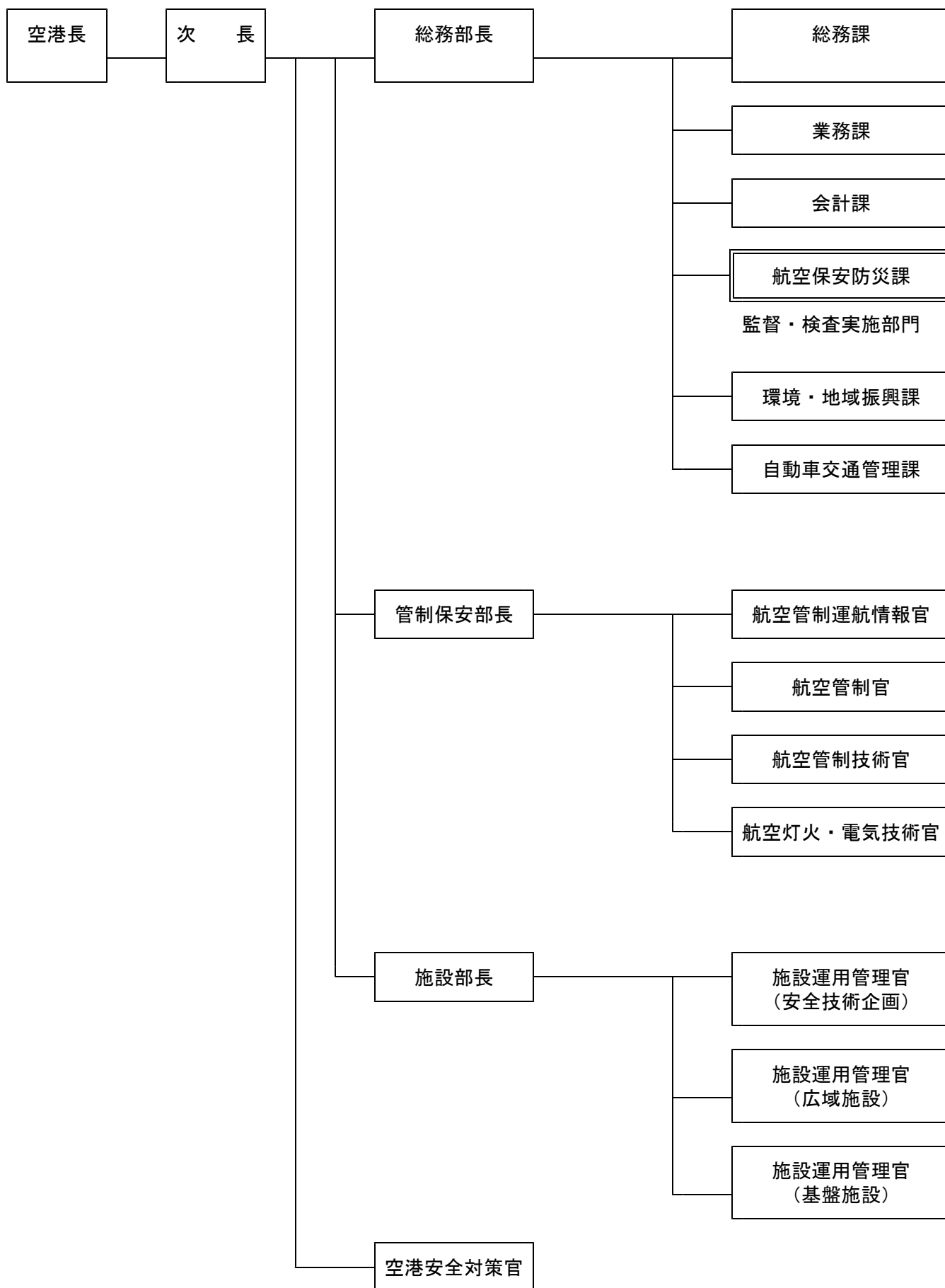
品名	数量	備考
パソコン	1	
机	2	
椅子	5	
寝具	2	
冷蔵庫	1	
電子レンジ	1	
ポット	1	
筆記用具	48	
プリンタ	1	
コピー用紙	12	
ホワイトボード	1	
引継ぎ用ノート	48	

国土交通省東京航空局組織図





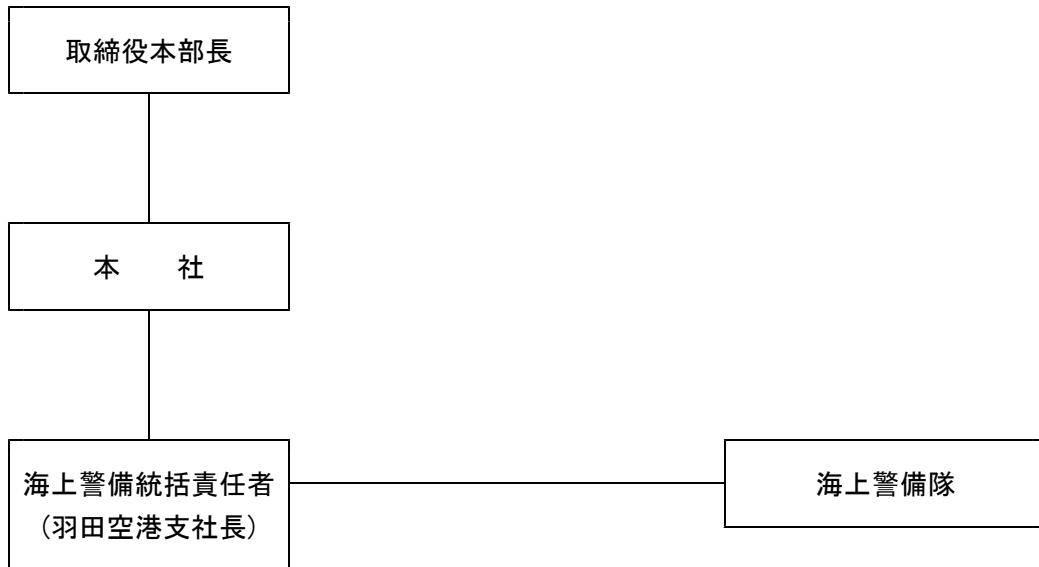
国土交通省東京航空局東京空港事務所 組織図



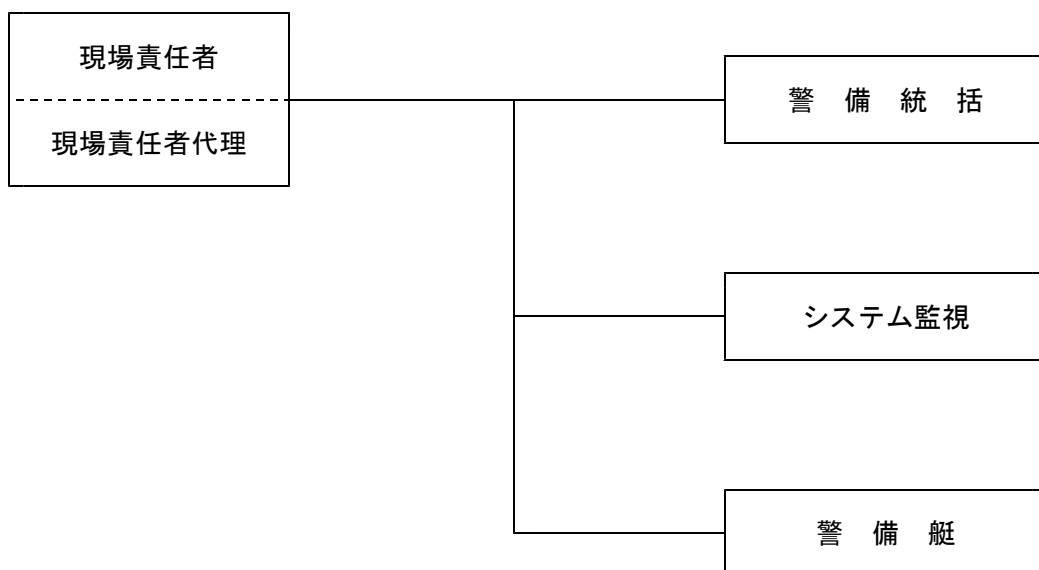
過去の請負業者の体制図

請負者名 株式会社 ○○○○

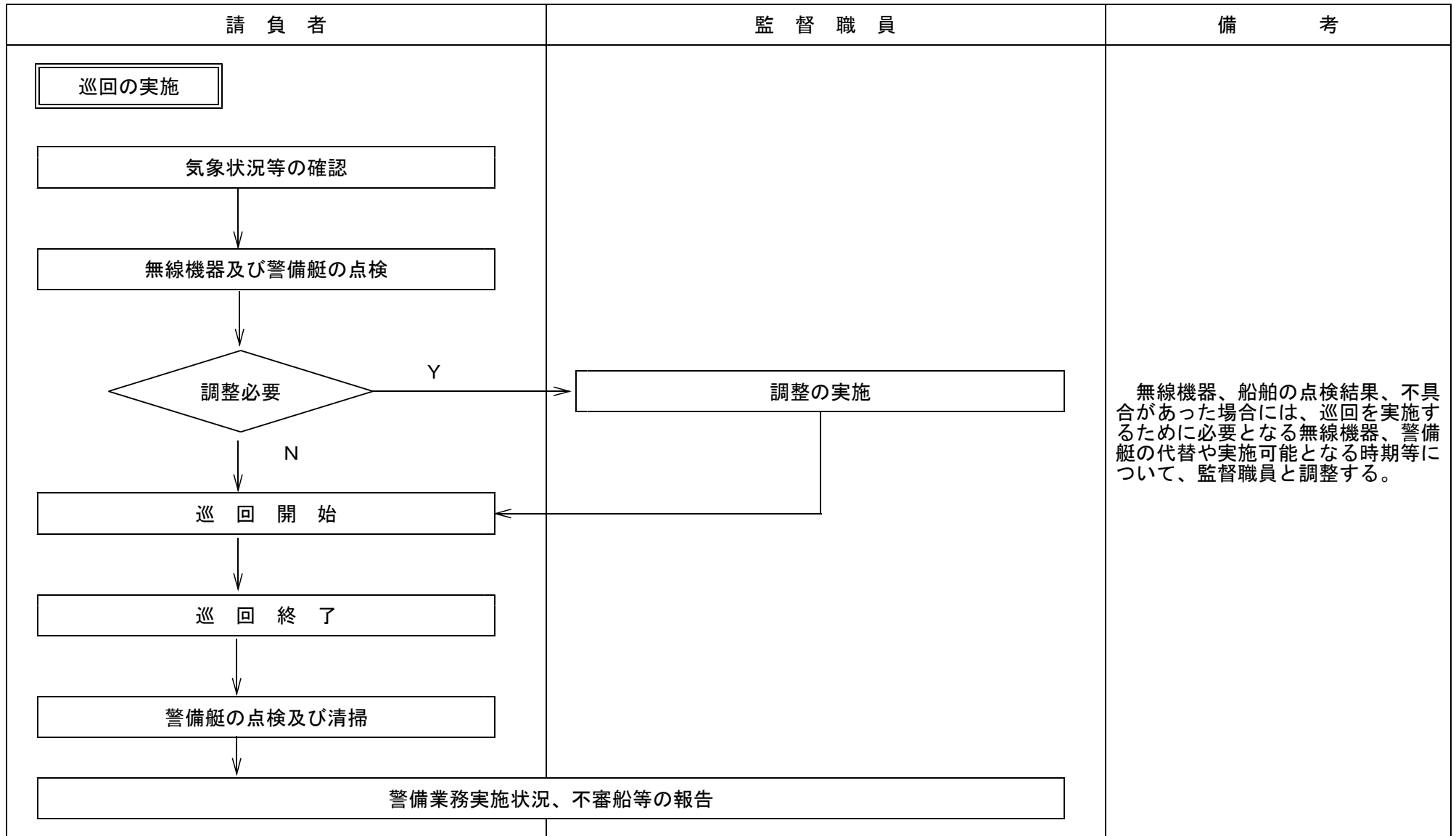
（1）本社体制図



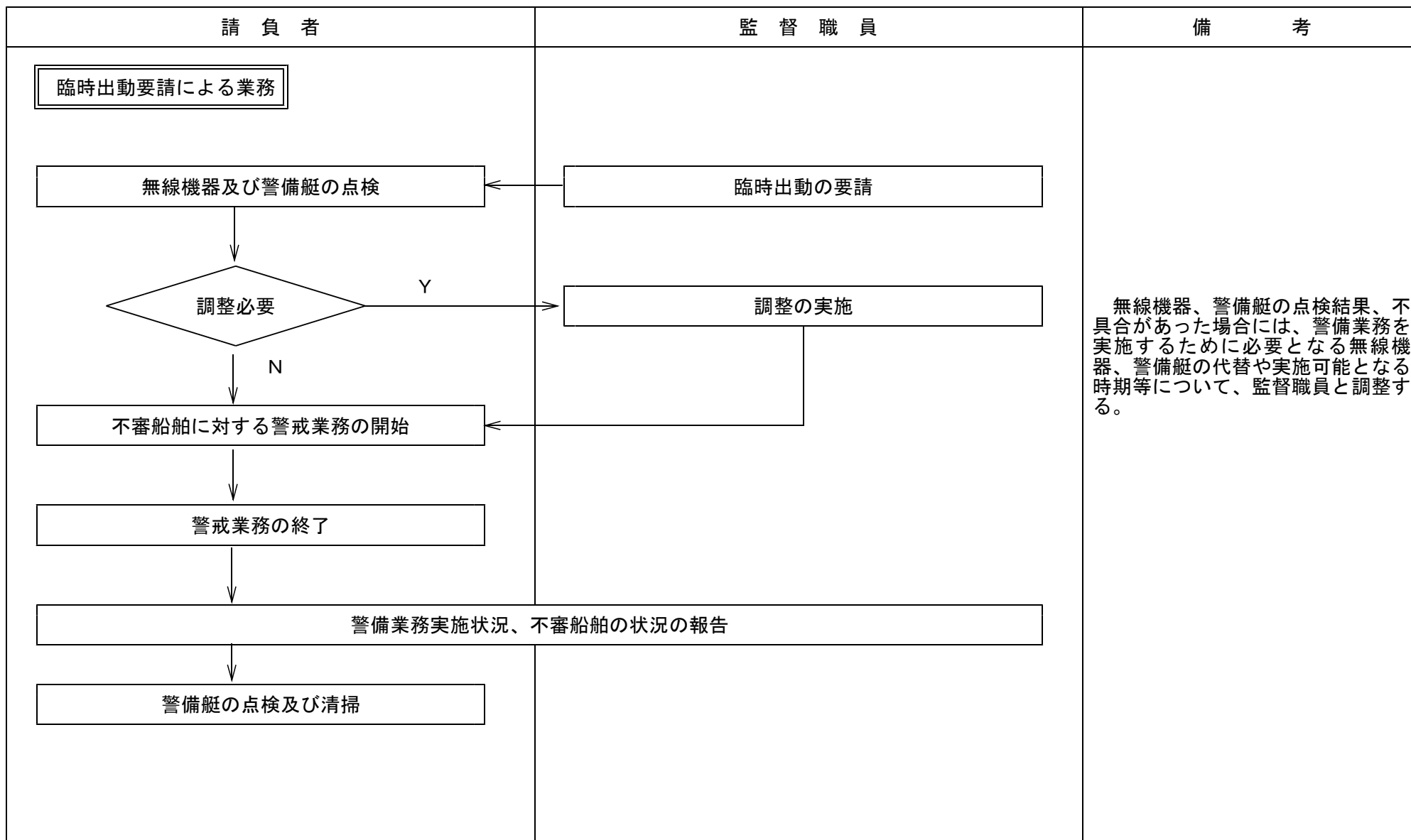
（2）現地事務所体制図



従来の実施方法フロー(1/2)



従来の業務の方法フロー(2/2)



競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東京航空局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました東京国際空港海上制限区域警備業務請負に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務に対する認識を記載した書面 【申請様式 2】
2. 海上警備業務実施計画を記載した書面 【申請様式 3】

業務に対する認識

■海上警備業務を適切かつ円滑に行う基本的な方針、計画的な業務の履行について具体的かつ簡潔に記載すること。

海上警備業務実施計画

■具体的な業務実施方法や手順、緊急時の体制、責任者の業務管理体制及び責任の所在について具体的かつ簡潔に記載すること。

実施方法についての提案

■本実施要項（5. 1. 2（1））で示す実施方法についての提案内容を以下の項目毎に2枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

（1）提案を行う趣旨

（2）提案の内容

（3）提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

研修・訓練体制についての提案

■本実施要項（5. 1. 2（2））で示す研修・訓練体制についての提案内容を以下の項目毎に2枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

（1）提案を行う趣旨

（2）提案の内容

（3）提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）

業務実績

■本実施要項（5. 1. 2（3））で示す業務実績を具体的に記載すること。

業務名	
発注機関名	
業務内容	
契約期間	

業務名	
発注機関名	
業務内容	
契約期間	

業務名	
発注機関名	
業務内容	
契約期間	

業務実施体制／緊急時及び非常時対応の業務実施体制／品質管理マネジメントシステムの取組状況

■本実施項目（5. 1. 2（4）～（6））に示す以下の項目について、1項目につき2枚以内で具体的かつ簡潔にまとめること。

（1）業務実施体制

業務に必要な資格及び船舶の具体的な配置計画を有しているか。

（2）緊急時及び非常時対応の業務実施体制

具体的な事態を想定し、即応的かつ効果的な増強体制を確保している場合は、具体的に記入すること。

（3）品質管理マネジメントシステムの取組状況

ISO9001の認証を取得している場合は証明書の写しを添付すること。

支出負担行為担当官
東京航空局長 〇〇〇〇殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)
電話番号 () —
商 号
又は名称

氏 名 ⑩
(法人にあつては、代表者氏名)

〔 法定代理人 ⑩
氏 名 〕

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第6号から第9号の暴力団排除条項に該当しないこと。
2. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
3. 法第10条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。